

平成29年度第9回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年12月11日（月）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 平成29年12月11日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	8番 大淵 一弘
	9番	島川 俊昭	10番	石井 博俊	
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	城戸 政治
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	中島 良治
農業委員会事務局	書記	木原 弘智
9. 提出議案

報告第17号	農地法第5条第1項の規定による許可申請取下げについて
報告第18号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
議案第43号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第44号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第45号	農用地利用集積計画（案）の決定について
	その他

事務局

それでは皆さん、御起立をお願いいたします。礼。着席。

ただいまから、平成29年度第9回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いいたします。

皆さん、改めましておはようございます。

月日のたつのはほんとうに早いもので、今年もあと20日で正月というときになりました。皆さん振り返ってみて、今年はどうだったでしょうか。いい年だったでしょうか。毎年「ああ、今年こそは、今年こそは」と言いながらも、あまりいい年ではなかったかなと思いますが、普通、ごく平凡な幸せもほんとうに幸せだったという年になるのかなと思います。

事務局

今年最後の委員会になりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本日欠席の委員の御報告をいたします。本日は、欠席をされている委員さんはおられませんので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は、濱北会長をお願いいたします。

濱北会長

それでは、早速、議事に入ります。

まず、報告第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請取下げについて」、報告第18号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第43号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第45号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、7番嶋田委員、8番大淵委員をお願いいたします。

早速、議事に入ります。1ページです。報告第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請取下げについて」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、報告第17号でございます。農地法第5条第1項の規定による許可申請取り下げがありましたので、次のとおり御報告をいたします。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりでございます。

前回審議案件になります。こちらの取り下げ理由につきましては、自己所有地への通路建設でございましたけれども、自己所有地の事業実施時に再度申請を行うということでございました。

申請を行っておりました通路については、県より必要目的を指摘されました。申請人に確認を行った結果、通路先の自己所有地のほうに集合

住宅の建設予定があるということで、通路が必要ということでございました。

濱北会長 県への回答の結果、今すぐの転用ではなく、集合住宅の事業実施時に申請を行うべきではないかということになったため、一時申請を取り下げるとのことでございます。

濱北会長 以上で説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がございました。この件について何か質問等はないですか。

濱北会長 ありません の声有

濱北会長 なければ、承認してよろしゅうございますか。

濱北会長 異議ありません の声有

濱北会長 ありがとうございます。報告第17号はこれで終わります。

事務局 それでは、議事を進めてまいります。

事務局 2ページです。報告第18号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。

事務局 事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、報告第18号でございます。農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり御報告をいたします。

事務局 受付番号21番でございます。

事務局 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。

事務局 申請理由につきましては、農地転用を行うことによる合意解約となっております。

事務局 続きまして、受付番号22番でございます。

濱北会長 こちらのほうも、同じく申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。

濱北会長 申請理由につきましては、今後、自作を行うということによる合意解約届となっております。

濱北会長 以上で、受付番号21番、22番の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございませんか。

濱北会長 ありません の声有

濱北会長 なければ、承認してよろしゅうございますか。

濱北会長 異議ありません の声有

濱北会長 ありがとうございます。これで、報告第18号を終わります。

事務局 続きまして、3ページです。議案第43号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局 事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第43号でございます。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号6番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりでございます。

申請理由につきましては、譲渡人が耕作を行うができないこと、また、譲受人の隣接農地であるため、売買による所有権移転ということになります。

許可要件についての御説明をいたします。全部効率利用要件につきましては、譲受人は農作業歴60年以上であり、経営面積5,076.57㎡を家族二人で農作業に従事され、農繁期には臨時雇用を雇い、水稻、野菜などの作付を行っておられます。申請地には現在、水稻の作付を行っており、今後も全ての農地を利用するというところでございました。

機械の所有状況でございますけれども、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、営農用のトラック1台を所有されております。

通作距離につきましては、自宅から5分ということでございます。

地域との調和要件でございますが、申請地には水稻の作付を行うことであり、また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うということでございます。

地域のとの役割分担の状況にいたしましても、営農の維持、発展活動への参加や水路等の清掃に積極的に参加するというところでございました。

取得後の下限面積の要件につきましては、取得後は5,363.57㎡であり、下限面積5,000㎡を越えていることから、問題はないと思われま。

以上で、受付番号6番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。ここでは補足説明を、担当委員の4番中嶋委員をお願いいたします。

中嶋委員

それでは、受付番号6番の件につきまして御説明いたします。

ここは国道501沿いということで、実質、私も前をつくっておりますので、作付者も存じております。実質的にもう1枚ものになっておりましたので、その方のものかなと思っておりましたが、実質的には筆が変わっていたということで、そこを購入されたということです。今までもきれいに水稻管理されておりましたので、別に問題はないかなと思っております。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に御意見をお伺いいたします。何かございませんでしょうか。

中村推進委員

別にいいと思います。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局と担当委員の補足説明がございました。この件について何か質問等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

ありがとうございます。なければ、賛成の方の挙手をお願いいたします

濱北会長

す。

賛成者挙手

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号6番については、原案どおり決定をいたします。

次に進みます。6ページです。議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をしてください。

事務局

議案第44号でございます。農地法第5条第1項による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号23番でございます。

こちらのほうも、申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりでございます。

申請理由につきましては、建売住宅の建設で、売買による所有権移転ということになっております。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地として判断をしております。

資力につきましては、金融機関の残高証明書が事業費を超過しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年1月20日に着工したいということでございました。

計画面積の妥当性につきましては、建売住宅の建設のため、個人の住宅基準面積おおむね500㎡を下回っております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地の凹凸を整地するだけで、即宅地として利用できるため、近隣農地への造成工事による土砂流出はないということでございました。また、住宅は建設基準法にのっとり、境界から十分離して建てるので、日照、通風等で農地に影響を与えることはないということでございました。

その他、雨水は道路側溝へ、生活雑排水及び汚水は公共下水道へ放流となっております。

現在、譲受人につきましては、昨年度より申請が数件上がっております。譲受人及び代理人と話をを行った結果、許可案件については、現在、事業を進行中ということでございました。また、事業が完了した際には、完了報告書を早急に提出するというところでございました。

許可を判断いたします熊本県と相談も行っております。これまでの、許可案件の事業完了を判断されるのでないかと思われます。

以上で、受付番号23番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足

松野委員	<p>説明を担当委員の5番松野委員にお願いをいたします。</p> <p>5番松野です。資料は9ページをごらんください。場所は、腹赤小学校のプールの西側のほうになります。この案件は10月に一度下のほうの、今ちょうど指の矢印のあるところが申請に出ておりまして、現在、そこはもう整地が進んでおります。その一段上のほうに農地が残っていた分の申請になっております。</p> <p>何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の楠田推進委員に御意見をお伺いしたいと思います。</p>
楠田推進委員	<p>楠田です。ここは、今まで耕作はされてなくて荒れておりまして、多分、残り半分には前は住宅が建ったと思う。たしか、そがんだったです。</p>
松野委員	<p>そうです。</p>
楠田推進委員	<p>その前に家庭菜園をやっておられたんだと思いますけど、もう所有者が全員県外というか、町外に行っておられるわけですね。もう草が夏場は茂って、ちょっと隣近所の人迷惑をされてるような感じもありましたので、多分、大丈夫だと私は思います。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局と担当委員、それから担当推進委員の説明がございました。この件について、何か質問等はございませんか。</p>
濱北会長	<p>ありません の声有</p> <p>なければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>賛成者挙手</p> <p>全員賛成。ありがとうございました。受付番号23番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に進みます。受付番号24番です。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、受付番号24番でございます。</p> <p>申請人、申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりでございます。なお、申請人との関係になりますけれども、祖父と孫の関係になります。</p> <p>申請理由につきましては、個人住宅及び倉庫の建設による使用貸借権の設定となっております。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地として判断をしております。</p> <p>資力及び信用力につきましては、住宅ローンの仮審査終了のお知らせ及び自己資金が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業</p>

	<p>計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年1月10日着工予定ということで、適当と判断しております。</p> <p>計画面積の妥当性につきましては、個人住宅及び倉庫の建設であり、個人住宅の基準面積のおおむね500㎡を下回っているため、適当と判断しております。</p> <p>転用の行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。</p> <p>周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、南側の畑地との境界にはブロックを積み、西側の竹林においても距離を置いて建設するため、被害はないということでございます。</p> <p>その他、雨水は道路側溝へ、生活雑排水及び汚水につきましては公共下水道へ放流となっております。</p> <p>以上で、受付番号24番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。ここで、補足説明を担当委員の9番島川委員にお願いいたします。</p>
島川委員	<p>9番の島川です。道路際でありましたので、何ら問題はないと思いますので、審議をお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に御意見をお願いいたします。</p>
城戸推進委員	<p>前から作物なんかつくてないし、別に問題ないと思います。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。事務局と担当委員、それから担当推進委員より説明がございました。この件について、何か質疑等はないですか。</p>
	<p>ありません の声有</p>
濱北会長	<p>なければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>賛成者挙手</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号24番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に進みます。受付番号25番です。</p> <p>事務局より説明をしてください。</p>
事務局	<p>それでは、受付番号25番でございます。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>申請理由につきましては、譲受人が経営する会社の隣接地に資材置き場や工事車両を置くための売買による所有権移転ということになっております。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地として判断をしております。</p> <p>資力及び信用力につきましては、金融機関の残高証明書が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業</p>

計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年1月20日着工の予定ということで、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、屋外用の資材置き場及び工事車両置き場に必要ということで、適当と判断しております。

転用の行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地の境界より30cm内側にしがら柵をつくり、土砂が境界より外に流出しないように十分注意して盛り土工事を行い、隣接農地へ被害を与えないようにするというございました。また、敷地境界から十分離して資材等を置くということで、日照、通風等で農地へ影響を与えることはないということございました。

その他、新たな排水はないということです。また、申請地と既存敷地の間にある水路につきましては、建設課と協議を行った結果、払い下げを行うということございました。

以上で、受付番号25番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を担当委員の9番島川委員にお願いをいたします。

島川委員

9番島川です。これは、土木業者ですので、きれいにされると思いません。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に御意見をお伺いします。

城戸推進委員

今現在、ここは山林になっています。隣に農地もありませんので、別に問題はないと思います。

濱北会長

ありがとうございます。事務局と担当委員、それから担当推進委員の補足説明がございました。この件について、何か質問等はないですか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、賛成の方の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号25番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。 受付番号26番です。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、受付番号26番ございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりございます。

申請理由につきましては、個人住宅建設のため、売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地として判断しております。

資力及び信用力につきましては、金融機関の住宅ローンの事前審査結果のお知らせが事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年2月1日着工ということで、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建設であり、個人住宅の基準面積おおむね500㎡を下回っているため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は平坦地の状態であり、住宅建設のための造成工事は特にないということでした。また、西側に崩壊防止のためL字のブロックの擁壁工事を施工し、東側境界には2段のブロックを積み、その上にメッシュフェンスを設置するということがございました。

その他、生活雑排水及び汚水につきましては公共下水道へ、雨水は雨水ますで集約し、側溝へ放流するということがございました。

以上で、受付番号26番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を担当委員の9番島川委員にお願いします。

島川委員

9番島川です。現地は、きれいにされありました。道路も隣接していますし、何ら問題はないと思います。

濱北会長

ありがとうございます。続きまして、担当委員の城戸推進委員に、またまたまたお願いします。

城戸推進委員

ここは、周りに農地もありません。迷惑をかけるようなことはないので、いいと思います。

濱北会長

ありがとうございました。今、三者の御意見がございました。この件について、何か質問等はないですか。

池上(章)推進委員

ちょっとわからないんですけど、初めてこういう会議に来るもんだからわかんないんですけど、ここに申請されるというのは、整地してからするんですか。それとも、整地しなくて申請するわけですか。

事務局

整地しないです。基本的に農地転用は宅地のみ造成というのはだめです。例えば、今から多くなってくると思いますが、もう自分が耕作しない、誰かに売りたい。でも、農地は普通農業者しか買えないですよ。なので、じゃあ、宅地化しよう。それで、造成のために転用しますというのは、基本的にはだめです。いつ造成された後に家が建つかもわからないし。結局、農業委員会としては農地を守らなければならないというのも一つありますので、造成だけの転用というのは基本的にだめです。

ただ、長洲で1カ所だけ許されているのが、用途地域、都市計画で入っているところ、そこは造成だけの宅地分譲は可能になります。

池上(章)推進委員
濱北会長

わかりました。ありがとうございます。
ほかにありませんか。

濱北会長

ありません の声有
なければ、賛成の方の挙手をお願いします。

濱北会長

賛成者挙手
ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号26番については許可相当として県知事に意見を送付いたします。

事務局

次に進みます。受付番号27番です。
事務局より説明を求めます。
受付番号27番でございます。
申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請理由につきましては、個人住宅建設のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上の埋設道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に二つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設または公益的施設があるため、第3種農地として判断をしております。

資力及び信用力につきましては、金融機関の住宅ローンの仮審査結果終了のお知らせと、あわせて親族からの融資が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年5月1日着工の予定ということで、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建設であり、個人住宅の基準面積おおむね500㎡を下回っているため、適当と判断をしております。

転用の行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は平坦地の状態であり、住宅建設のための造成工事は特にないということでした。また、東側の境界には2段積みのブロック、その上にメッシュフェンスを設置するということがございました。

その他、生活雑排水及び汚水につきましては公共下水道へ、雨水は雨水ますで集約し、側溝へ放流するとなっております。

以上で、受付番号27番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明がありました。ここで補足説明を担当委員の9番島川委員をお願いします。

島川委員

9番島川です。さっき言ったところの下なんですね。要件は、その前に話したと同じです。お願いします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の城戸委員にま

城戸推進委員 お願いします。

濱北会長 受付番号26番の南側のところですが、隣。さっきと同じで、別に問題ありません。

濱北会長 ありがとうございました。この件について質問等はないですか。どうぞ。

濱北会長 ありません の声有
なければ、賛成の挙手をお願いいたします。

濱北会長 賛成者挙手

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号27番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

事務局 次に、受付番号28番です。
事務局に説明をお願いします。
それでは、受付番号28番でございます。
申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりでございます。
申請理由につきましては、太陽光発電の施設の建設のため、売買による所有権移転となっております。
申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地として判断をしております。
資力及び信用力につきましては、貸付証明書が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。なお、貸付額につきましては、金融機関の残高証明書が添付されており、貸付額を超過しております。
申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年1月1日着工予定ということで、適当と判断をしております。
計画面積の妥当性につきましては、太陽光発電施設建設であり、適当と判断をしております。
転用の行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。
周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は平坦な状態であり、造成工事は特に必要ないということでした。
また、周囲4方にフェンスを設置する予定でした。
その他、雨水は申請地での自然沈下となっております。
以上で、受付番号28番の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。ここで補足説明を担当委員の5番松野委員にお願いします。

松野委員 5番松野です。場所は、日立造船の独身寮の東側の高台になります。現在、何もつくられておらず、周りに迷惑のかかるようなものもなかったもので、何ら問題はないかと思しますので、審議のほどをよろしくお願いいたします。

濱北会長	ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の楠田推進委員に御意見を申し上げます。
楠田推進委員	ここは、長年耕作はされておりませんで、周囲に何軒かの住宅はありますけど、別に太陽光をされても雨水とか何とかの関係も問題ないかだと思います。
濱北会長	ありがとうございました。今、補足説明と事務局説明がございました。この件について、何か御意見、質問等はないですか。
濱北会長	ありません の声有 なければ、賛成の挙手をお願いします。
濱北会長	賛成者挙手 全員賛成ですので、受付番号28番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、受付番号29番です。 事務局より説明を求めます。 受付番号29番でございます。 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりでございます。なお、申請人との関係でございますが、親子関係になります。 申請理由につきましては、個人住宅の建設による使用貸借権の設定となっております。 申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模で一団の農地区域内にある農地であるため、第1種農地として判断をしております。 資力及び信用力につきましては、住宅ローンの仮審査終了のお知らせが事業費を超過しているため、適当と判断をしております。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年2月1日着工の予定ということで、適当と判断をしております。 計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建設であり、個人住宅の基準面積おおむね500㎡を下回っているため、適当と判断をしております。 転用の行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。 周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、隣接境界から距離を置いて造成するため、崩壊などの影響はないということでした。 その他、雨水は浸透ますにて宅地内処理、生活雑排水及び汚水につきましては浄化槽の処理になっております。西側の水路への放流ということになっております。 以上で、受付番号29番の説明を終わります。 濱北会長... ありがとうございました。ただいま事務局の説明がありま

島川委員
濱北会長

した。ここで補足説明を担当委員の9番島川委員お願いします。
要は、親子関係で自宅の隣ですね。審議をよろしくお願いします。
ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の城戸委員にお願いします。

城戸推進委員

周りは宅地ばかりで、周りに農地がないので、別に問題はないと思います。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま説明がございました。この件について、何か質問等はないですか。どうぞ。

濱北会長

ありません の声有

なければ、賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号29番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、22ページです。議案第45号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をしてください。

事務局

それでは、議案第45号でございます。農用地利用集積計画（案）が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものでございます。

今回の申請につきましては、23ページのほうに総括表がございます。

次の24ページが今回の借り手の方の一覧になっております。

現在の耕作面積に今回の利用権設定の面積を合わせまして、今後の経営面積となります。

詳細につきましては、25ページを見ていただくわかるんですけども、賃借権が12件、24筆、3万864㎡。

次に26ページ、こちらのほうが期間借地になっております。こちらのほうが4件、7筆、4,685㎡となっております。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

濱北会長

ただいま事務局の説明がございました。この件について、何か質問等はないですか。

ありません の声有

濱北会長

御意見がなければ、賛成の方の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございます。全委員賛成ですので、議案第45号は原案どおり承認し、決定をいたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他御意見等はございませんか。この議案以外でも何でも結構です。

濱北会長

なければ、事務局のほうから説明をお願いします。

(その他事務局説明)

- 1 農地等利用最適化推進強化月間の取組について
- 2 農地利用状況調査結果関係の会議について
- 3 活動記録について
- 4 農業委員会全体研修会について
- 5 農業委員会積立について

濱北会長

これをもちまして、平成29年度第9回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会(終了 午前11時7分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印